

天皇の公務の負担軽減等に関する有識者会議におけるヒアリング（レジュメ）

平成28年11月14日 於 内閣総理大臣官邸

笠原 英彦（慶應義塾大学）

聴取項目と陳述の要旨

① 日本国憲法における天皇の役割

→国民の「統合」と「権威」（正統性の付与）

憲法第1条 天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。

天皇——「日本国の象徴」「日本国民統合の象徴」

・天皇の日本国民を「統合」する役割

* 「統合」—精神的統合（力） 権威（権力の対極的概念、自発的服従）

条文には歴史的蓄積が投影

・統合力（政治的統合も）古代日本—律令国家→近代日本—明治国家

古代日本の王権 大王（オオキミ）→天皇（スメラミコト）

天皇による民衆の統合 民衆—百姓（オオミタカラ）、臣民、国民

天皇による政権のオーソライズ（正統性の付与 上洛、任命認証など）

→政治的権威

・外圧（覇権拡大）→天皇制国家（天皇を中心とする中央集権国家）

→国家の独立を守る 古代 中華帝国の覇権拡大→中国化（律令）

近代 欧米列強の外圧→西欧化（条約改正）

・祭祀王—皇室祭祀（宮中祭祀）

→宗教的権威

陛下の今回のお言葉で一番強いメッセージ

→「国民統合の象徴」としての役割—国民に寄り添う「象徴的行為」

② （①を踏まえ）天皇の国事行為や公的行為などの公務のあり方

国事行為 憲法第6条 内閣総理大臣、最高裁判所長官の任命

憲法第7条 天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために、
左の国事に関する行為を行ふ。(以下10項目)
国会の召集、総選挙の施行の公示、国務大臣の認証など

- ・憲法が定める天皇の行為
 - ・国民のために行う天皇の行為
 - ・内閣の助言と承認により行われる天皇の行為
- 原則として現状のとおり行われるべき(場合により委任⑤)

公的行為 規定する法律なし、天皇の裁量により行われる
宮中晩さん会、外国訪問、被災地のお見舞い、その他の行幸啓など

- ・各代の天皇がその時代にふさわしいと考える行為を行うべき
- ・次代以降の天皇の考えによって新たに行う行為となくなる行為
があつてしかるべき

③ 天皇の高齢化に伴い、負担を軽減する方法

・公務の負担	平日(242日)	土、日、祝日(123日)
平成27年	220日	41日
平成26年	215日	36日

・陛下の活動日数をみると、平日9割、土・日・祝日も3割と負担は多大に過ぎる

・ご活動のない日もその準備のため、関係資料等を閲覧されている

・公務の見直しー余り削減されていない

平成27年 「こどもの日」と「敬老の日」にちなむ福祉施設の訪問
は皇太子同妃両殿下、秋篠宮同妃両殿下へ譲られる

平成26年 警察・教育関係者の拝謁等8件を取り止め、4件を皇太子
同妃両殿下へ譲られる

→訪問先(主催者)の意向により、これまで天皇が行ってきたものを皇族方が
行うという方法があつてよいのではないか

④ 天皇の高齢化に伴い、負担を軽減する方法として摂政を設置することについて

憲法第5条→皇室典範第16条第2項

天皇が、精神若しくは身体の重患又は重大な事故により、国事に関する行為をみずからすることができないときは、皇室会議の議により、摂政を置く。

→拡大解釈できるなら、1つの方策（「重患」をどうみるか。高齢者の死因として肺炎などが増加傾向にある（老年科、医学的見地も必要—有識者会議の意見）

⑤ 天皇の高齢化に伴い、負担を軽減する方法として国事行為を委任することについて

憲法第4条第2項→「国事行為の臨時代行に関する法律」第2条第1項

天皇は、精神若しくは身体の疾患又は事故があるときは、摂政を置くべき場合を除き、内閣の助言と承認により、国事に関する行為を皇室典範第十七条の規定により摂政となる順位にあたる皇族に委任して臨時に代行させることができる。

→皇室典範第16条2項の「重患」よりも広く「精神若しくは身体の疾患」が内閣の助言と承認により（内閣の判断で弾力的に運用できるのではないか）、皇族に委任して臨時に代行させることができるのではないか（外国訪問と病氣療養以外についても拡大できるのでは）

⑥ 天皇がご高齢となられた場合において、天皇が退位することについて

→慎重であるべき（にわかに賛成できない）

- 1) そもそも皇室典範は退位を想定しておらず、その規定もない
- 2) 安易な退位の制度化は危険—天皇の地位の安定性を損なうおそれ
- 3) 前天皇と現天皇の共存→二重権威（二元化）→天皇の統合力の低下を招く
→憲法第1条の「日本国民統合の象徴」の形骸化

- ・政府答弁3要件をいかにクリアーするか（上皇の弊害、強制的退位、恣意的退位）
- ・前天皇に権威があると、いつまでも新天皇は「国民統合の象徴」たりえない

以上の理由から退位は認められず、皇室典範の改正や特例法、いずれの方法も採るべきではないと考える。（陛下のお気持ち表明を重く受け止め、世論調査のデータも検討した上、冷静に制度論として考究した結論である）

よって、⑦、⑧の項目については、回答しない。（⑧についての検討は、退位の困難さを益々確認することに—前天皇の位置づけ、公務のあり方、住居、お世話体制、称号、必要な費用など）